理事会議事録

令和５年度　第３回

公益財団法人　愛媛県消防協会
2024/02/21

令和５年度　第３回理事会議事録

【日　時】令和６年２月 21 日(水) 午後１時 25 分～午後３時 45 分
【場　所】松山市青少年センター　３階大ホール（松山市築山町 12-33）
【総　数】理事　15 名、監事３名
【出席者】理事 12 名、監事２名、事務局２名、会計士１名、顧問１名
支部幹事３名、会長所属事務１名

代 表 理 事：大西浩司
業務執行理事：久米幸一、嘉村重雄、松岡増幸
理　　事：別府聡憲、村尾尚登、和氣和清、渡部純三
高橋公一、瀧内光雄、稲垣聖治、矢野正祥
監　　事：曽我部輝寛、小笠原貴雄
事　務　局：田所慶子、新野涼子
会　計　士：池田淳一（税理士法人越智会計事務所）
顧　　問：芳野浩三
支 部 幹 事：長野光太郎、久保田和裕、岡下崇
会長所属事務：玉井　公
【欠席者】武智邦典、河野忠康、高橋裕二、藤原展嘉
【議　長】大西浩司
【議決定足数】６名

＜議　事＞

まず、事務局より規定に定める議事定足数（過半数）に達しており、本会議が成立することが宣言された。続いて、代表理事より招集のあいさつがなされた。

【第１号議案】就業規則の改正について

・事務局から提案内容の説明があった。

就業規則について、労働局や社会保険労務士から指摘があった事項について改正するもの。あわせて、育児休業・介護休業等に関する規程も作成した。

＜改正目的＞

①有期労働契約者、嘱託または臨時的職員の規則を追加。

②定年に関する規定の改正。

③令和６年４月以降、労働条件通知書の様式が変更になるための対応。

④社会保険労務士の助言に基づいた改正等。

資料送付後に出てきた指摘事項、本日のご意見、指摘があった部分については、社会保険労務士に相談後、内容・目的を大幅に変えない範囲で修正する。

- 第2条で職員の定義を明確にした。事務局長は、経験と手腕を買われ、他の職員と違う採用方法であること、管理業務の割合が大きいことから個別に定義した。
- 第2条「従業員」は「職員」に置きかえできるのであれば統一する。
- 第10条（無期転換）、第11条（正職員転換制度）は、有期労働契約者向けの条文。
- 育児・介護休業の規程は、現行の就業規則では足りていないため別紙の規程を設けた。別紙の見だしが「規則」になっているが、「規程」に統一する。
- 第38条（協会都合の休業）、第53条（就業禁止）は、コロナなどの伝染病対策。
- 第41条（解雇）、第48条（継続しない理由）の(5)は「職務上の地位又は一定の能力を条件として雇い入れられたにもかかわらず、当該地位における適格性に欠け、果たすべき職責が全うできないと認められたとき」に修正する。
- 第43条の見だしは「解雇制限」に修正する。
- 第45条（退職）に書かれている内容は、承認を得なくても退職事由になる。法人が職員の退職を引き留めることができないため、この条文と自己都合退職は第46条第2項により、退職を認めたことにしたいと考えている。
- 第47条（定年及び継続雇用）第2項（2）は、無期転換になって1年後に定年を迎える意味で書いたが、契約開始日が4月1日の職員については、紛らわしいので社会保険労務士に相談して修正する。
- 第61条（懲戒の処分）に「諭旨解雇」を追加。

※下線の部分は、すでに判明した修正箇所。

（ご意見）

別府理事）専門家に確認してほしいことを4点申し上げる。

① 第4条第3項(2)…最終学歴に関する書類は必要なのか。

② 第4条第4項…提出された書類は本人に返却しなくても良いのではないか。

③ 第11条…正職員のカッコ書きは、前述があるので削除しても良いのではないか。

④ 第47条第3項…第2項では「年度末」とあるが、第3項は「満70歳」と誕生日になっている。統一した書き方の方が良いのではないか。

議長が第 1 号議案を諮ったところ、2 月 27 日社会保険労務士の最終チェック後の軽微な修正は事務局一任とし、全員賛成で可決された。

【第 2 号議案】給与規則の改正について

事務局から提案内容の説明がなされた。

事務局長はこれまで県職員や消防長等退職者が就任しており、市町の「定年前再任用短時間勤務職員」との待遇差をなくすることで、候補者の選択肢が広がることを目的に改正するもの。

（ご意見）特になし

議長が第 2 号議案を諮ったところ、全員賛成で可決された。

【第 3 号議案】令和 6 年度事業計画書について

事務局から提案内容の説明がなされた。

当協会は、愛媛県内の消防関係機関や住民に対し、定款にのっとった事業を実施する。

事業の内容は、公益事業①消防職団員の共済事業および福祉厚生、②消防団の活性化や地域防災力の向上、③防火防災の知識技能の向上、④防火防災思想の普及啓発、⑤表彰、⑥大会等の開催、⑦諸団体との相互連携を実施、これら公益目的事業の推進を助けるため、駐車場賃貸や広告などの「収益事業」を実施し、公益目的事業・収益事業を円滑に推進するために「法人管理運営事業」を実施するべく、事業展開を計画した。

コロナ禍もようやく落ち着き、通常運転に戻りつつあるが、先行き不透明な中、事務局では、協会が果たすべき社会的責任を常に考え、各事業の実施にあたるほか、事務事業の効率化、経費の節減、合理化を図ってまいる。

行事予定は、事業計画書 4 ページのとおり。

（ご意見）なし

議長が第 4 号議案を諮ったところ、全員賛成で可決された。

【第 4 号議案】令和 6 年度収支予算書について

事務局から下記のとおり説明があった。

第 3 号議案の事業計画書に基づき、令和 6 年度収支予算書を作成したので、定款第 7 条の規定により、理事会の承認を求めるもの。

なお、その概要は、経常収益　24,987,300 円（愛媛県委託事業・その他事業収益・日消受取補助金等・市町負担金等）、経常費用　28,617,400 円（定款に定める事業実施費用・経常的に要する管理費等）、法人税等　81,400 円、一般正味財産増減額は、マイナス　3,711,500 円となる。

（ご意見）

矢野理事）提出された予算は、事務局の精一杯の努力が見てとれる。かなり苦労したものと思うが赤字予算である。このまま収入が増えないと、毎年こういう状態が続いていくのだろう。県の補助金がかなり減っていることが最大の要因であると思うがいかがか。

別報理事）ここ数年の情勢をみていると、劇的に増えるということは考えにくい。県からの委託料が増えたとしても、事業費として使用するので、協会には残らないと考える。

矢野理事）県からの委託事業をするために人を雇ったが、委託事業が減っているにもかかわらず、同じように職員を雇ってしまっている。収入を増やす努力が必要であると考える。

芳野顧問）過去に、県職員が事務局長を担っていたときもあったが、公益認定後は、職員が入れ代わり立ち代わり事務局が安定しない状態が続いていたところ、平成 30 年に事務局長 1 名と現在の職員 2 名になり、ようやく落ち着いてきた。

収入を増やす努力については、県所管課に取次いただきながら、副知事や県知事へ執行部とともに理事や評議員もあわせて大勢でお願いにいける状態を目指していくのが良いと考える。

議長が第 4 号議案を諮ったところ、全員賛成で可決された。

【第 5 号議案】会館補修修繕等積立金の取り崩しについて

事務局から下記のとおり説明があった。

会館の耐震診断・補修設計の支払いのため、会館補修修繕等積立金を一部取り崩すことの承認を求めるものです。

【伊予銀行　新立支店　定期預金】

①500 万（No. 112）　②200 万（No. 113）　③50 万（No. 117）

①②は公益目的事業積立金、③は県操法大会用で積み立てていたため、利払継続預金（利息は運転資金に入金）。会館補修修繕等積立金は、元加継続（利息は元金に繰り入れて継続）で運用するため、全て解約し運転資金に繰り入れ、支払後の残金を元加継続定期として預け入れする。

続いて、顧問から耐震診断の経過報告があった。

- コンクリートの強度…良い状態である。
- 建物強度…偏りがある。弱い部分に筋交いを入れる、強い部分を弱くする等で対応することになるだろう。
- アスベスト…事務所内壁と 1 階のタイル部分にあることが判明した。

（ご意見）特になし

議長が第 5 号議案を諮ったところ、全員賛成で可決された。

【第 6 号議案】事務局長の採用について

久米副会長から下記のとおり説明があった。

令和 6 年 4 月 1 日付けで事務局長を採用することについて、理事会の承認を求めるもの。

・執行部から、近藤　正紹（まさつぐ）氏を推薦する。
・昭和 58 年から消防業務に従事され、一昨年 3 月末までの 39 年間、消防人として西条市へ貢献された。
・行政職員としての実績と、当協会の評議員としての経験もあることから、行政や協会への理解も深く、事務局長として適任であると思われる。
・労働条件は、1 年ごとの契約で、週 3 日程度の勤務とし、関係機関との調整、協会事務の統括、職員の管理監督をお願いする。

（ご意見）特になし

議長が第 6 号議案を諮ったところ、全員賛成で可決された。

諸般の報告

（1）令和 6 年度 愛媛県消防協会役員会等の日程について

・　監事監査

日　時：令和 6 年 4 月 17 日（水）10：00～

場　所：愛媛県消防協会

・　第1回理事会

日　時：令和6年4月25日（木）　午後

場　所：松山市青少年センター　小ホール

議　事（案）

第1号議案　「令和5年度事業報告」

第2号議案　「令和5年度決算並びに監査報告」

第3号議案　「定時評議員会の開催日程及び会議の目的事項」

その他報告事項等

・　定時評議員会

日　時：令和6年5月17日（金）

場　所：えひめ共済会館

議　事（案）

第1号議案　「議長の選出」について

第2号議案　「議事録署名人の選出」について

第3号議案　「令和5年度、事業報告」について

第4号議案　「令和5年度、決算並びに監査報告」について

第5号議案　「任期満了に伴う理事・監事の選任」について

第6号議案　「評議員の辞任に伴う補欠選任」について

＊参考：現理事（任期2年）任期は令和6年定時評議員会終結まで

＊参考：現評議員（任期4年）任期は令和9年定時評議員会終結まで

その他報告事項等

・　臨時理事会

日　時：令和6年5月17日（金）定時評議員会終了後

議　事（案）

第1号議案　「招集手続きの省略の同意」について

第2号議案　「仮議長の選出並びに議事録署名人」について

第3号議案　「会長の選定」について

第4号議案　「業務執行理事の選定」について

その他報告事項等

(2) 愛媛県慰霊祭・消防大会について

・　第99回殉職消防職団員慰霊祭

日　時：令和6年5月22日（水）午前10時30分から

場　所：愛媛縣護国神社

・　消防大会

日　時：令和6年5月22日（水）午後から

場　所：愛媛県県民文化会館

5 月 17 日の臨時理事会で選定された会長、副会長には役割があり、会長就職所属団事務ご担当者、各支部幹事には運営のお手伝いをお願いしたい。

(3) 愛媛県委託事業について

・・令和 5 年度　女性消防団員確保対策事業を 2 月 12 日（月祝）に実施。

講師：IVS テレビ制作株式会社　齋藤氏

演題：エンタメ的に考える「消防団が盛り上がるには」

参加者：9 市町 31 名

内容：6 グループでのディスカッション

テーマ：加入促進のために取り組んでみたい事（資料参照）

・・令和 6 年度　女性消防団員確保対策事業の見込み

・近隣市町合同訓練について、委託事業でなくなり 3 年が経過するが、大規模災害時、市町の連携は必要不可欠であるため、支部の事業として継続をお願いする。県へ金銭的なものも含めサポートを引き続きお願いしていく。

(4) 四国ブロック会議について

令和 6 年 1 月 30 日（火）　13：00～15：00　香川県庁にて実施

参加者：25 名（各県消防協会長および消防行政所管課長ほか）

日本消防協会　秋本会長の講演「これからの日本消防」

・防災多機能車の管理を女性団員に任せているところがある。

・性別関係なく、その人は何がしたいのか、何ができるのかというところを考えていかないと、今後団員が増えないのではないか。

・愛媛県でも幼年・少年消防に力を入れている市町はあるが、ドイツの例が紹介された。消防署の中に子ども部屋があり、その管理を団員がしている。消防学校では 1 週間ほど 30 から 40 人の子どもたちが、親や講師（団員）に見守られながら防災を学ぶ。小さな頃から消防防災が身につくことで、ドイツの子どもたちは自然と団員になっている。

・新しい日本消防会館のホール収益を資金に国別のオリンピックを参加してもらおうと考えている。

(5) 能登半島地震のお見舞金

石川県消防協会に 10 万円。新潟県・富山県消防協会に各 5 万円。

1 月 12 日に送金。15 日、3 県の事務局長よりお礼の連絡。

(6) 第 34 回愛媛県消防操法大会について

熱中症対策として、午前の部と午後の部で入れ替える。
大会の運営方針案は、次第案参照
抽選会：令和 6 年 4 月下旬で調整中

矢野理事）今回の渇水は、かなりの非常事態であると思うが、本当に雨水利用でやれるのか。
別府理事）最終的には皆さんにご相談となるが、前回のような状況だと苦しいと思う。もろもろの諸事情を加味するとカラ放水の可能性もゼロではないということを頭の片隅に置いておいてほしい。

（7）その他　なし

大西会長は、本日の議事がすべて終了したので議長の席を降り、事務局が午後 3 時 00 分閉会を宣した。
本理事会の議事の経過の要領及び結果が正確であることを証するため、議事録を作成し、議長並びに出席監事はこれに署名捺印する。

令和 6 年 2 月 26 日
公益財団法人　愛媛県消防協会

議　　長　　大西　浩司　　㊞　　捨印　　㊞

監　　事　　曽我部　輝寛　　㊞　　捨印　　㊞

監　　事　　小笠原　貴雄　　㊞　　捨印　　㊞